

<p>三十五年法律第三十七号) 第十五条の二第一項の規定により、知的障害者相談員への業務委託を行うこと。</p>	<p>五 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに係る事務で規則で定めるもの</p>	<p>六 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下この号において「法」という)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 八 略</p>	<p>七 略</p>	<p>八 自然公園法(以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの(二)以上の市町村の区域にまたがる事務を除く) イ 七 略</p>	<p>八の二 八の八 略</p>	<p>九 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 二 略</p>	<p>九の二 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの(市町が設置する専用水道又は簡易専用水道に係る事務を除く) イ 一 略</p>	<p>佐賀市 鹿島市 各市町 唐津市 伊万里市 玄海町</p>
<p>三十五年法律第三十七号) 第十五条の二第一項の規定により、知的障害者相談員への業務委託を行うこと。</p>	<p>五 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに係る事務で規則で定めるもの</p>	<p>六 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下この号において「法」という)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 八 略</p>	<p>七 略</p>	<p>八 自然公園法(以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの(二)以上の市町村の区域にまたがる事務を除く) イ 七 略</p>	<p>八の二 八の八 略</p>	<p>九 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 二 略</p>	<p>九の二 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの(市町が設置する専用水道又は簡易専用水道に係る事務を除く) イ 一 略</p>	<p>佐賀市 鹿島市 各市町村 唐津市 伊万里市 玄海町</p>
<p>(二)以上の市町村の区域にまたがるものを除く。 二 一 八 略</p>	<p>九の四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの(二)以上の市町村の区域にまたがる事務を除く) イ 七 略</p>	<p>十 商工会议法(昭和三十五年法律第八十九号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 七 略</p>	<p>十一の二 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 七 略</p>	<p>十二 十五 略</p>	<p>十六 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)に基づく事務のうち、河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第百条第一項の規定により同法が準用される河川の用に供されている国有財産について境界を確定すること及び国有財産法第三十一条の二の規定により他人の占有する土地に立ち入らせること</p>	<p>十七 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 八 略</p>	<p>十八 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定により、宅地の造成(二)以上の市町村の区域にまたがるものを除く)が優良な宅地の供</p>	<p>佐賀市 唐津市 多久市 小城市 各町(有田町を除く) 佐賀市 鹿島市 伊万里市</p>
<p>(二)以上の市町村の区域にまたがるものを除く。 二 一 八 略</p>	<p>九の四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの(二)以上の市町村の区域にまたがる事務を除く) イ 七 略</p>	<p>十 商工会议法(昭和三十五年法律第八十九号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 七 略</p>	<p>十一の二 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 七 略</p>	<p>十二 十五 略</p>	<p>十六 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)に基づく事務のうち、河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第百条第一項の規定により同法が準用される河川の用に供されている国有財産について境界を確定すること及び国有財産法第三十一条の二の規定により他人の占有する土地に立ち入らせること</p>	<p>十七 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 八 略</p>	<p>十八 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定により、宅地の造成(二)以上の市町村の区域にまたがるものを除く)が優良な宅地の供</p>	<p>佐賀市 唐津市 多久市 小城市 各町(有田町を除く) 佐賀市 鹿島市 伊万里市</p>

<p>二十六 河川法第十六条の第三項の規定により市町長が知事になつてその権限を行うこととした河川に係る国土交通省所管の不動態について、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四</p>	<p>二十五 法に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く)イ・ロ 略</p>	<p>各市(佐賀市を除く)川副町 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町</p>	<p>各市町(佐賀市を除く)</p>	<p>各市町(佐賀市を除く)</p>	<p>十九 租税特別措置法及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十二条第三項第五号イ又は第六十六条の六十九第三項第五号イの規定による知事に対する宅地の造成(二以上の市町の区域にまたがるものを除く)が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請を受理すること。</p>	<p>給に寄与するものであることについての認定をする。</p>
--	--	---	--------------------	--------------------	---	---------------------------------

<p>二十六 河川法第十六条の第三項の規定により市町長が知事となつてその権限を行うこととした河川に係る国土交通省所管の不動態について、不動産登記法(明治三十二年法律第二十</p>	<p>二十五 法に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く)イ・ロ 略</p>	<p>各市(佐賀市を除く)川副町 神埼町 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町</p>	<p>各市町村(佐賀市を除く)</p>	<p>各市町(佐賀市を除く)</p>	<p>二十 租税特別措置法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号イ、第六十二条の三第四項第十五号イ、第六十二条第三項第六号又は第六十六条の六十九第三項第六号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定をする。</p>	<p>供給に寄与するものであることについての認定をする。</p>
---	---	---	---------------------	--------------------	---	----------------------------------

<p>第四十条(佐賀県条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(納税義務者等)</p> <p>第三十条 県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合計額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合計額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。</p> <p>一 略</p> <p>二 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町内に住所を有しない者</p> <p>三 七 略</p> <p>二 五 略</p> <p>六 第一項第二号に掲げる者については、市町民税を均等割によつて課する市町ごとに一の納税義務があるものとして</p>	<p>号)第三十条及び第三十一条の規定により、その登記の嘱託を行うこと。</p> <p>二十七 二七の三 略</p> <p>二十八 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ ト 略</p>
<p>改正前</p> <p>(納税義務者等)</p> <p>第三十条 県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合計額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合計額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。</p> <p>一 略</p> <p>二 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者</p> <p>三 七 略</p> <p>二 五 略</p> <p>六 第一項第二号に掲げる者については、市町村民税を均等割によつて課する市町村ごとに一の納税義務があるものと</p>	<p>四号)第三十条及び第三十一条の規定により、その登記の嘱託を行うこと。</p> <p>二十七 二七の三 略</p> <p>二十八 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ ト 略</p>

<p>県民税を課する。</p> <p>(個人の県民税の非課税の範囲) 第三十条の二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第二百九十五条第三項の規定により個人の市町民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の県民税の均等割を課さない。</p> <p>(個人の県民税の賦課徴収) 第三十五条の二 個人の県民税の賦課徴収は、法第四十八条の規定による場合を除くほか、市町が、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。</p> <p>2 知事は、市町が前項の規定によつて行なう個人の県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町に対し、必要な援助を行なうものとする。</p> <p>(個人の県民税の申告等) 第三十五条の三 第三十条第一項第一号の者のうち法第三十七條の二第一項から第四項までの規定に基づく市町民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書とあわせて法第四十五条の二の規定に基づく県民税に関する申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町の長に提出しなければならない。</p>	<p>して県民税を課する。</p> <p>(個人の県民税の非課税の範囲) 第三十条の二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第二百九十五条第三項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の県民税の均等割を課さない。</p> <p>(個人の県民税の賦課徴収) 第三十五条の二 個人の県民税の賦課徴収は、法第四十八条の規定による場合を除くほか、市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。</p> <p>2 知事は、市町村が前項の規定によつて行なう個人の県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助を行なうものとする。</p> <p>(個人の県民税の申告等) 第三十五条の三 第三十条第一項第一号の者のうち法第三十七條の二第一項から第四項までの規定に基づく市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書とあわせて法第四十五条の二の規定に基づく県民税に関する申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村の長に提出しなければならない。</p>	<p>(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)</p> <p>第三十六条 市町長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の六月三十日までに、知事に報告しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 県民税および市町民税の均等割の課税額の総額</p> <p>三 県民税および市町民税の所得割の課税額の総額</p> <p>四 個人の県民税の課税額と個人の市町民税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合</p> <p>2 市町長は、前項各号に掲げる事項に関し、当該年度の三月三十一日現在における状況を、規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の四月三十日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>3 市町長は、個人の県民税の滞納の状況に関し、当該年度の翌年度の五月三十一日現在における状況について、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の六月三十日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>4 知事は、必要がある場合においては、前三項に規定するもののほか、市町長に対し個人の県民税の賦課徴収に関し、必要な事項の報告を求めることができる。</p>
<p>(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)</p> <p>第三十六条 市町長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の六月三十日までに、知事に報告しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 県民税および市町民税の均等割の課税額の総額</p> <p>三 県民税および市町民税の所得割の課税額の総額</p> <p>四 個人の県民税の課税額と個人の市町民税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合</p> <p>2 市町長は、前項各号に掲げる事項に関し、当該年度の三月三十一日現在における状況を、規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の四月三十日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>3 市町長は、個人の県民税の滞納の状況に関し、当該年度の翌年度の五月三十一日現在における状況について、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の六月三十日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>4 知事は、必要がある場合においては、前三項に規定するもののほか、市町長に対し個人の県民税の賦課徴収に関し、必要な事項の報告を求めることができる。</p>	<p>(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)</p> <p>第三十六条 市町長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の六月三十日までに、知事に報告しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 県民税および市町民税の均等割の課税額の総額</p> <p>三 県民税および市町民税の所得割の課税額の総額</p> <p>四 個人の県民税の課税額と個人の市町民税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合</p> <p>2 市町長は、前項各号に掲げる事項に関し、当該年度の三月三十一日現在における状況を、規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の四月三十日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>3 市町長は、個人の県民税の滞納の状況に関し、当該年度の翌年度の五月三十一日現在における状況について、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の六月三十日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>4 知事は、必要がある場合においては、前三項に規定するもののほか、市町長に対し個人の県民税の賦課徴収に関し、必要な事項の報告を求めることができる。</p>	<p>(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)</p> <p>第三十六条 市町長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の六月三十日までに、知事に報告しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 県民税および市町民税の均等割の課税額の総額</p> <p>三 県民税および市町民税の所得割の課税額の総額</p> <p>四 個人の県民税の課税額と個人の市町民税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合</p> <p>2 市町長は、前項各号に掲げる事項に関し、当該年度の三月三十一日現在における状況を、規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の四月三十日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>3 市町長は、個人の県民税の滞納の状況に関し、当該年度の翌年度の五月三十一日現在における状況について、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の六月三十日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>4 知事は、必要がある場合においては、前三項に規定するもののほか、市町長に対し個人の県民税の賦課徴収に関し、必要な事項の報告を求めることができる。</p>

<p>る。</p> <p>(個人の県民税に係る地方団体の徴収金の払込の方法)</p> <p>第三十七条 市町が法第四十二条第三項の規定によつて個人の県民税に係る地方団体の徴収金を払込む場合においては、規則で定める様式による払込書によつて県の指定金融機関、収納代理金融機関または郵便局に払込むものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第三十九条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 市町が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第十七条又は第十七条の二の規定により市町が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する額</p> <p>四 法第十七条の四の規定により市町が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額</p> <p>五 法第三十一条第二項の規定により市町が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額</p> <p>2 市町長は、四月、七月、十月及び一月中に、前三月分をそれぞれの期間の事実に基づき、規則で定める様式による</p>	<p>できる。</p> <p>(個人の県民税に係る地方団体の徴収金の払込の方法)</p> <p>第三十七条 市町村が法第四十二条第三項の規定によつて個人の県民税に係る地方団体の徴収金を払込む場合においては、規則で定める様式による払込書によつて県の指定金融機関、収納代理金融機関または郵便局に払込むものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第三十九条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 市町村が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第十七条又は第十七条の二の規定により市町村が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する額</p> <p>四 法第十七条の四の規定により市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額</p> <p>五 法第三十一条第二項の規定により市町村が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額</p> <p>2 市町村長は、四月、七月、十月及び一月中に、前三月分をそれぞれの期間の事実に基づき、規則で定める様式による</p>	<p>計算書によつて前項の徴収取扱費の額を算定し、当該計算書を知事に送付しなければならない。</p> <p>3 知事は、市町長から、前項の規定による計算書の送付があつた場合には、直ちに徴収取扱費を当該市町に交付するものとする。</p> <p>(納入申告書の提出)</p> <p>第三十九条の五 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、第三十五条の二第一項の規定により分離課税に係る所得割を徴収する場合には、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)で定める様式によつて、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、法第三十二条の五第二項又は第三項の規定による納入申告書とあわせて、市町長に提出しなければならない。</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第三十九条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第三十二条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払</p>	<p>る計算書によつて前項の徴収取扱費の額を算定し、当該計算書を知事に送付しなければならない。</p> <p>3 知事は、市町村長から、前項の規定による計算書の送付があつた場合には、直ちに徴収取扱費を当該市町村に交付するものとする。</p> <p>(納入申告書の提出)</p> <p>第三十九条の五 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、第三十五条の二第一項の規定により分離課税に係る所得割を徴収する場合には、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)で定める様式によつて、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、法第三十二条の五第二項又は第三項の規定による納入申告書とあわせて、市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第三十九条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第三十二条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支</p>
--	---	--	--